

ときがわ町地域おこし協力隊（事業者等雇用型）の公募型プロポーザル実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、ときがわ町（以下「町」という。）が発注するときがわ町地域おこし協力隊（事業者等雇用型）受入・活動業務委託（以下「本業務委託」という。）について、地域おこし協力隊員の受入及び活動を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本業務委託は、町が令和7年度から実施する「ITの町医者デジタルラボ推進事業」を推進するにあたり、デジタルに関する技術や知見に加え、地域の活性化に積極的かつ意欲的に取り組む人材を町の地域おこし協力隊員として事業者が雇用し、組織的に事業を推進することを目的とする。

（公募型プロポーザル方式採用）

第3条 本業務委託は、町のDXを推進するため、デジタルに関する技術や知見はもちろんのこと、地域の活性化に積極的かつ意欲的に取り組む人材が必要となる。

また、庁内及び町内事業所等のDXを広く推進していくためには、組織的に取り組むことが重要となり、地域おこし協力隊員の個の活動ではなく、事業者が複数の地域おこし協力隊員を雇用し町内に拠点（事務所）を置き活動することで包括的なDXのサポートが可能となる。更に企業から町のDXの統括的な役割を担う地域活性化起業人の派遣を受け事業を推進していくには、入札による価格で決定する方法ではなく、専門的知識や経験等を総合的に審査できる公募型のプロポーザル方式を採用することで、町が求める企業と契約を締結することができる。

（業務委託の概要）

第4条 本業務委託の内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務委託名 ときがわ町地域おこし協力隊（事業者等雇用型）受入・活動業務委託
- (2) 業務委託内容 ときがわ町地域おこし協力隊（事業者等雇用型）受入・活動業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務委託期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
※次年度以降については、契約期間中の活動実績に基づき再委託できるものとし、令和8年度以降については予算の成立を条件とする。
- (4) 業務委託上限額 19,250千円（消費税及び地方消費税の額を含む）
算出根拠は下記のとおりである。
 - ・ 隊員報償費：1人当たり 350万円×（雇用月額／12）
 - ・ 隊員活動費：1人当たり 200万円×（雇用月額／12）
 - ・ 隊員募集経費：350万円
 - ・ 隊員サポート経費：200万円

※令和7年度の業務委託上限額については、隊員の雇用期間を6月で算出

(5) 業務委託契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 参加資格 ときがわ町地域おこし協力隊（事業者等雇用型）受入及び地域活性化起業人派遣企業推薦事業者募集要領のとおり

(実施スケジュール)

第5条 本業務委託の実施スケジュール及び契約相手方決定までの事務手順は、次のとおりとする。

No.	事項	期日・期間（予定）
1	指名委員会 プロポーザル方式等採用の決定	令和7年5月21日（水）
2	審査委員会の設置 審査基準等の策定	令和7年5月26日（月）
3	プロポーザル実施要領等の公表 ※ホームページ	令和7年5月28日（水）
4	質問受付期限 ※電子メール	令和7年6月13日（金）
5	質問回答期限 ※電子メール	令和7年6月18日（水）
6	書類の提出 ※電子メール ※ときがわ町地域おこし協力隊（事業者等雇用型）受入及び地域活性化起業人派遣企業推薦事業者募集要領のとおり	令和7年6月27日（金）
7	プレゼンテーション審査等の日時 ※地域活性化起業人の面接も実施します。 ※電子メール	令和7年6月30日（月）
8	プレゼンテーション審査等の実施	令和7年7月上旬予定
9	プレゼンテーション審査等の結果通知 ※電子メール	令和7年7月上旬予定
10	業務委託契約及び協定の締結	令和7年7月上旬予定

(提案依頼内容)

第6条 本業務委託の提案に必要な事項は、ときがわ町地域おこし協力隊（事業者等雇用型）受入及び地域活性化起業人派遣企業推薦事業者募集要領及びときがわ町地域おこし協力隊（事業者等雇用型）受入・活動業務委託仕様書による。

(質問の受付・回答)

第7条 公募型プロポーザル実施要領等に係る質問については、令和7年5月28日（水）から6月13日（金）までの間に、質問書（任意様式）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールで提出すること。なお、回答については、6月18日（水）までに電子メールで送付します。 【送付先】 電子メールアドレス：joho@town.tokigawa.lg.jp

(書類の提出について)

第8条 隊員受入事業者及び起業人推薦に必要な書類については、令和7年6月27日(金)午後5時までに電子メールでの送付に加え、6部を同日午後5時必着で郵送または持参により提出すること。

※電子メールでの送付については、隊員受入事業者と起業人推薦の書類はファイルを分けて送付ください。提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認める。

【提出先】

〒355-0395

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川 2490 番地

ときがわ町役場 政策財政課 政策担当

TEL 0493-65-0404

FAX 0493-65-3631

Mail joho@town.tokigawa.lg.jp

(審査)

第9条 プレゼンテーション審査等は、令和7年7月上旬を予定とし、詳細については、令和7年6月30日(月)に電子メールにて通知し、町長が設置するときがわ町地域おこし協力隊(事業者等雇用型)の公募型プロポーザル方式審査委員会(以下「審査委員会」という。)が審査する。

※プレゼンテーションをPC等で実施する場合には、プロジェクターとスクリーンのみ用意しますので、PCは各自で持参するものとする。

(審査委員会)

第10条 前条に規定する審査委員会の委員は、町長が指名するものとする。

(審査基準)

第11条 プレゼンテーション審査等に必要な事項は別に定める「審査基準」によるものとし、応募事業者が1者の場合についても審査を行い、審査委員会が適切な事業者と判断した場合は契約の候補者とする。

なお、審査結果は応募事業者全員に電子メールで通知し、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けないものとする。

(随意契約の締結)

第12条 審査委員会により決定された契約交渉相手方に対し、本業務委託の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

2 決定された契約交渉相手方について、辞退、失格その他の理由により本業務委託の随意契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本業務委託の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

(留意事項)

第13条 本業務委託の公募型プロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 事業者は、書類の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 提出書類の作成・提出、プレゼンテーション審査等への参加に関する一切の費用は事業者の負担とする。
- (3) 提出書類については、返却しない。
- (4) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (5) 提出書類については、非公表とする。

(その他)

第14条 本要領に定めのない事項については、審査委員会において別途協議し決定するものとする。

【問い合わせ先】

ときがわ町役場 政策財政課 政策担当

〒355-0395

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川2490番地

TEL : 0493-65-0404

FAX : 0493-65-3631

Mail : joho@town.tokigawa.lg.jp